Ｑ＆Ａ

Ｑ１　支援金の申請に必要な書類はありますか。

Ａ１　原則、添付書類はありません。施設区分ごとに支援金額を算定した上で、交付申請書を直接送付します。申請書が届きましたら、内容確認の上、管理者名を記入し、同封の封筒を使用し、委託先の北海道国民健康保険団体連合会あて送付してください。

Ｑ２　５月に休止しましたが、対象になりますか。

Ａ２　対象となりません。

Ｑ３　８月に廃止予定ですが、対象になりますか。

Ａ３　対象となりません。

Ｑ４　７月に再開していますが、対象になりますか。

Ａ４　対象は、

・基準日（４月１日）現在において、保険医療機関として開設していること

・申請日時点において、廃止・休止の予定がないこと

　　のいずれも満たしている必要があります。

　　　事例の場合は、４月１日時点では休止しているため対象外であり、申請日時点で再開していたとしても対象となりません。

　　　※　保険医療機関と記載していますが、医療機関だけではなく、介護・障がい施設も

　　　　同じ取扱いです。

Ｑ５　４月1日時点で休止している場合を対象外としている理由や申請日時点で廃止・休止の予定がないことを条件にしているのは、なぜですか。

Ａ５　この支援金の目的は、物価高騰の影響により電気料金の負担が増加している医療機関・介護・障害施設等に対し、継続的かつ安定した医療・介護・障害サービスの提供に支障が生じないように支援を行うものであり、事業が継続されていない休止や廃止は除外しています。